

庁名 東京家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の 金額。郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合															
		500円	350円	300円	210円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
成年後見 制度に関 する審判	後見開始	2	3					15		2		10		4000円	4000円		
	保佐開始	4	3					15		2		10		5000円	5000円		
	補助開始	4	3					15		2		10		5000円	5000円		
	保佐人／補助人の同意を得な ければならない行為の定め	2	1					10				1		2470円	3000円		
	保佐人／補助人に対する代理 権の付与	2	1					10				1		2470円	3000円		
	任意後見監督人選任	2	3					15		2		10		4000円	4000円		
	未成年後見人選任	2	3					15		2		10		4000円	4000円		
	後見／保佐／補助開始の取消 し	2	3					15		2		10		4000円	4000円		
	成年後見人等(監督人)の選任	2	1					10				1		2470円	3000円		
	成年後見人等(監督人)の辞任 の許可	2	1					10				1		2470円	3000円		
	成年後見人等辞任の許可+選 任	2	3					15		2		10		4000円	4000円		
	成年後見人等の解任	2	3					15		2		10		4000円	4000円		
	成年被後見人(被保佐人、被補 助人)の居住用不動産処分許可								1					110円	切手のみ		
	報酬付与								1					110円	切手のみ		
	成年被後見人の死亡後の死体 の火葬又は埋葬に関する契約の 締結その他相続財産の保存に 必要な行為についての許可								1					110円	切手のみ		
	特別代理人(臨時保佐人・臨時 補助人)選任								8					880円	1000円		
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託	2							4					1440円	2000円	嘱託先の郵便局が複数の場合、嘱託 先が一つ増えるごとに110円切手を追 加する	
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託取消し・変更(申 立人が回送を受けている後見人 の場合)								2					220円	1000円		
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託取消し・変更(上 記以外の場合)	2							4					1440円	2000円	・嘱託先の郵便局が複数の場合、嘱託 先が一つ増えるごとに110円切手を追 加する ・成年後見人が一人増えるごとに122 0円分の切手を追加する	
	後見等の事務の監督								8					880円	1000円		
	任意後見契約の解除	2	3						15		2		10		4000円	4000円	
	相続財産管理人選任(民897 の2)								2					220円	1000円		
	同・権限外行為許可								1					110円	切手のみ		
	同・報酬付与								1					110円	切手のみ		
	同・選任取消								1					110円	切手のみ		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の 金額。郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	210円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
	審判前の保全処分・財産の管理者の選任							8						880円	1000円	
	同・財産の管理者の選任+後見等命令	2	3					15		2		10		4000円	4000円	
	同・権限外行為の許可							1						110円	切手のみ	
	同・報酬付与							1						110円	切手のみ	
	即時抗告・手数料800円の事件	4						6	11			8	8	4000円	4000円	
	同・手数料不要（保全・職権立件・移送等）の事件	4						6	11			8	8	4000円	4000円	
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任				2			7	5	2		6	10	2010円	3000円	
	不在者の財産管理人の権限外行為許可							1						110円	切手のみ	審判書に添付する契約書や図面の分量に応じて、180円が必要になる場合がある。
	不在者の財産管理人の報酬付与							1						110円	切手のみ	
	不在者財産管理人処分の取消し							1						110円	切手のみ	不在者の所在判明を理由とするときは110円×2枚
	失踪宣告	2						30	2				8	4580円	10000円	予納金には官報公告料も含まれる。
	失踪宣告取消	2						30	2				8	4580円	7000円	予納金には官報公告料も含まれる。
親子に関する審判	未成年後見人選任	2	3					15		2		10		4000円	4000円	
	未成年後見監督人選任	2	3					15		2		10		4000円	4000円	
	子の氏の変更許可							3						330円	1000円	親権者が住所を同じくする複数の未成年者につき1通の申立てをする場合は1人分で可
	養子縁組許可							10						1100円	2000円	
	死後離縁許可	2						8						1880円	2000円	
	特別養子適格の確認	8						16						5760円	6000円	
	特別養子縁組の成立	4						17						3870円	4000円	
	特別代理人選任（親権者とその子との利益相反の場合）							10						1100円	2000円	1通の申立書で複数の子について特別代理人の選任を求める場合には、110円×（子の数×10枚）で可。
	親権喪失、親権停止	4						10	2	4			10	3600円	4000円	
	児童福祉法28条	4						10	2	4			10	3600円	4000円	
	児童福祉法33条	4						10	2	4			10	3600円	4000円	
	子の監護者の指定	4						10	2	4			10	3600円	4000円	1通の申立書で「子の監護者の指定」と「子の引渡し」を求める場合には、3600円で可。
	子の引渡し	4						10	2	4			10	3600円	4000円	
	親権者変更（親権者行方不明（死亡）等の場合）	2						8		4			10	2180円	3000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料														予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の 金額。郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合															
		500円	350円	300円	210円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
相続に関する審判	相続の放棄の申述							4						440円	1000円	相続人1人につき440円(予納金は1000円単位繰り上げ)	
	相続の限定承認の申述							4						440円	1000円		
	相続の承認又は放棄の期間の伸長							4						440円	1000円		
	相続財産清算人の選任							6		4		5	5	1010円	7000円	予納金には官報公告料も含まれる。	
	相続財産清算人の権限外行為許可							1						110円	切手のみ	審判書に添付する契約書や図面の分量に応じて、180円が必要になる場合がある。	
	相続財産清算人の報酬付与							1						110円	切手のみ		
	相続人搜索の公告							2						220円	5000円		
	相続財産管理人の選任処分の取消し							1						110円	切手のみ	予納金には官報公告料も含まれる。	
	特別縁故者に対する相続財産分与	4						6		4		10	10	3160円	4000円		
	遺言書の検認													備考欄の計算式による	備考欄の計算式で定まる額から1000円未満を切り上げた額	110円×(申立人+相続人の数×2)。申立人兼相続人は申立人としてカウントする。相続人の数には、受遺者も含む。	
	遺言の確認	2						8						1880円	2000円		
	遺言執行者の選任							10						1100円	2000円		
	遺言執行者解任	4						10	2	4			10	3600円	4000円		
推定相続人排除	4						10	2	4			10	3600円	4000円			
遺留分放棄の許可							4						440円	1000円			
遺留分の算定に係る合意の許可							8						880円	1000円			
保護者選任に関する審判	保護者選任						8							880円	1000円		
	扶養義務の設定						4							440円	1000円		
	保護者の順位の変更及び選任						8							880円	1000円		
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2						7						1770円	2000円	夫婦共同申立ての場合は500円×2枚、110円×2枚を追加	
	氏の振り仮名の変更許可	2						7						1770円	2000円		
	名の変更許可	2						7						1770円	2000円		
	名の振り仮名の変更許可	2						7						1770円	2000円		
	戸籍訂正許可	2						8						1880円	2000円		
	性別の取扱いの変更	2						8						1880円	2000円		
	就籍許可	2						12						2320円	3000円		
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4						10	2	4			10	3600円	4000円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料														備考
		郵便切手の場合													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の 金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	210円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
調停事件	調停事件（遺産分割・特別の寄与以外）							10		2			4	1240円	2000円	当事者が1名増すごとに110円×2枚、50円×2枚、10円6枚を追加する（ただし、申立人手続代理人が共通の場合を除く。）。
	調停事件（遺産分割・特別の寄与）							20		10			10	2800円		相手方が5名までは3000円 相手方が10名までは4000円 相手方が10名を超える場合には お尋ねください。
人事訴訟等	人事訴訟	8						10	5	5		5	5	6000円	6000円	当事者が1名増すごとに2440円（内訳：500円×4枚、110円×4枚）を追
	通常訴訟（請求異議等）	8						10	5	5		5	5	6000円	6000円	
上記に記載のない別表第一の事件								8						880円	1000円	相続財産管理人選任（元後見人等が申し立てる場合を除く。）を含む。
上記に記載のない別表第二の事件		4						10	2	4			10	3600円	4000円	
その他手続	審判前の保全処分	4						10	2	4			10	3600円	4000円	
	間接強制	4						10	2	4			10	3600円	4000円	
	即時抗告	4						6	11			8	8	4000円	4000円	抗告人、相手方が1名増すごとに3000円（内訳：500円×4枚、110円×2枚、100円×4枚、20円×9枚、10円×20枚）を追加する。
	控訴	8						10	5	5		5	5	6000円	6000円	当事者が1名増すごとに1500円（内訳：500円×2枚、110円×2枚、100円×2枚、10円×8枚）を追加する。
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	4						10	2	4			10	3600円	4000円	